

議案第31号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年6月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び近隣自治体の選挙長等の報酬額を踏まえ、本町の当該報酬額を引き上げたいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日 額	9,600	〃	〃	〃	1,000 円。 た　だ し、 宿　泊 を　要 す　る 場　合 は 2,400 円	南風原町職員等の 旅費に関する条例 （昭和47年南風原 村条例第44号）に 定める一般職員の 旅費相当額
選挙立会人	日 額	8,000	〃	〃	〃	〃	
投票所の投 票管理者	日 額	11,40 0	〃	〃	〃	〃	
投票所の投 票立会人	日 額	9,700	〃	〃	〃	〃	
開票管理者	日 額	9,600	〃	〃	〃	〃	

開票立会人	日 額	8,000	〃	〃	〃	〃
期日前投票 所の投票管 理者	日 額	10,00 0	〃	〃	〃	〃
期日前投票 所の投票立 会人	日 額	8,600	〃	〃	〃	〃

」

を

「

選挙長	日 額	国会 議員 の選 挙等 の執 行経 費の 基準 に関 する 法律 (昭 和25 年法 律第 179	〃	〃	〃	1,000 円。 た だ し、 宿 泊 を 要 す る 場 合 は 2,400 円	南風原町職員等の 旅費に関する条例 (昭和47年南風原 村条例第44号)に 定める一般職員の 旅費相当額
選挙立会人	日 額		〃	〃	〃	〃	
投票所の投 票管理者	日 額		〃	〃	〃	〃	

投票所の投票立会人	日額	号) 第14 条第 1項 に定 める 額	〃	〃	〃	〃
開票管理者	日額		〃	〃	〃	〃
開票立会人	日額		〃	〃	〃	〃
期日前投票所の投票管理者	日額		〃	〃	〃	〃
期日前投票所の投票立会人	日額		〃	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。